

あいた一男後援会会報

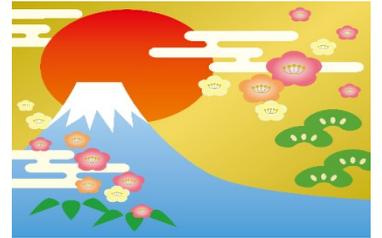
第13号

■発行日 2017年 1月20日
■発行責任者 池上 正次

■郡山市西田町木村字池の上18-2 あいた一男後援会事務所
■電話/FAX 024-983-0949



謹賀新年



わくわくする西田町を！

明けましておめでとうございます。皆様よいお年をお迎えのことと存じます。

西田町の大事業、上水道と西田学園は順調に事が図られております。特に学校は来年開校ですので楽しみです。

昨年11月に町おこしで有名な島根県隠岐郡海士町(あまちょう、日本海に浮かぶ隠岐の島)に行ってきた。「隠岐牛」や「島じゃ常識・さざえカレー」で有名です。

「ないものはない！」とのロゴを掲げ、無人島になってしまうとの危機感を島民と役場職員が共有し、住民の流出を防ぎUターンを増やすことに取り組んでいます。

県立高校(廃校寸前)が無くなれば、高校生は本土に行って戻ってこない。考えたのは本土からの島留学ですが、魅力がなければ誰も来ません。自然や美味しい食べ物はどこにでもあって勝負になりません。高校生と有志が考えたのは、島民の人の良さとあたたかさでした。

今、高校の売りは、進学率と地域学で、都会で就職しても数年後にはノウハウを吸収して故郷で(故郷にではない)錦を飾る為に戻って来る起業家を育てることに力を入れてV字回復をしております。

高校の立て直しと島親(里親)制度確立により、爺婆が懐かしい為に何度もリピーターとなり、挙句に移住する方も増えています。

西田町にとっては大変参考になる事例と思います。

是非、インターネットで「海士町」を検索して見て下さい。

翻って、西田町は西田学園プラス何かもう一つ、と考えましたが当たり前すぎて気が付かないもの、人の良さとあたたかさは既にあるじゃないか、と気が付きました。

みんなで知恵を出し、わくわくする西田町にしていきたいと思います。

今年も元気に頑張りましょう。



← 海士町ホームページより掲載

この「ないものはない」という言葉は、①無くても良い、

②大事なことはすべてここにある、という2重の意味をもちます。

離島である海士町は都会のように便利ではないし、モノも豊富ではありません。その一方で、自然や郷土の恵みは潤沢。

暮すために必要なものは充分あり、今あるものの良さを上手に活かしています。

「ないものはない」は、このような海士町を象徴する言葉、島らしい生き方や魅力、個性を堂々と表現しております。

なお、西田町には巨大な事業が継続中であり、トップが交代することになれば影響が出ます。今後とも現職を支持して参りますので皆様のご支援もよろしくお願い致します。

郡山市議会議員 會田一男

地道な活動を！

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には御家族そろって vari なく良いお年を迎えたこととお喜び申し上げます。

年頭にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年は、會田議員には新国会代表として6月と12月の計2回市議会に登壇し、市政に対する一般質問を行いました。当選直後(H27/12登壇)と合わせ短期間で3回の登壇は、新人議員としては異例中の異例の活躍であります。議会にも慣れたようで大変心強く思っているところです。

今年は、9月に任期の折り返し時期となります。実績を残し、皆様との約束した事を実現しなければ次回には苦しい戦いとなる事は必至です。

各行政区でも4月より新執行部体制となり、色々な面で課題や問題が出て来ます。

後援会の皆様にお問い合わせしたい事は、今後行政区単位で會田議員を囲み議会報告会や三二集会を開き、各地区内のどんな小さな事や諸課題を出していただき、會田議員と共に出来る所から解決して行く、という地道な活動が大切と思っております。是非実現して行きたいと思っております。

又、4月には、私達の生活上一番影響があり西田町発展にも関係のある郡山市長選挙があります。

あいた一男後援会も全面的に協力し又バックアップをしたいと思っておりますので、会員の皆様にはよろしくお祈り申し上げます。

寒さ厳しき折お身体に気を付けご活躍をして下さい。

あいた一男後援会 会長 池上正次



議会活動報告

郡山市議会12月定例議会に於いての質問は多岐に渡っておりましてので最も重要と思われる項目を抜粋して掲載します。

”農振エリア見直し”について

Q：現在までの見直し進捗状況と今後の予定についてお伺いします。

A：農林部農業政策課の答弁要旨を纏めたのが下表です。

	H28年度	H29年度	H30年度
当初計画 (H27.12月答弁)	基本方針策定	一筆調査	公示
	農家への説明	関係機関との連携・協議	制定
進捗状況 及び 今後の予定 (今回答弁)	アンケート調査 集計・地番整理 図面作成中	基本方針案審議 整備計画書案作成 地区説明会 縦覧 重要1	整備計画書案審議 公示 重要2 重要3 変更申出の受付停止期間 (4月から1年程度) 制定

《解説》

優良農地を守る為に農振地域に指定されていますが、住宅やミニ団地造成で敷地の一部が農振エリアにかかる場合でも農振除外が許可される場合でも手続に半年1年とかかり、計画の見通しが立たずに住宅建設を諦めていることが多いと思います。

今回は約20年ぶりの郡山市全域に及ぶ見直しであり、農用地と住宅地を分け、I・Uターンを呼込む為に大変重要です。

H27年9月議会で折笠議員が、12月議会で會田議員が相次いで一般質問し、H28年3月議会で予算が計上され、今回ようやく実施の運びとなりました。

重要1:行政区単位で、常々地域の将来像を話し、纏めておき、説明会等で地元の意見・要望を当局に確実に伝へ、整備計画に折り込むようにしなければなりません。

重要2:意見・要望が確実に折り込まれているか確認し、不具合があれば、即異議申立が必要です。

(白地=元々農振エリア外が、農振エリアに入ってしまう事もあるので特に要注意！)

(表作成&解説:会報編集委員 本田)